

第3回阿蘇中部3町村合併協議会会議録

- 1.平成 16年 1月 13日午後 1時 30分 招集
- 2.平成 16年 1月 13日午後 1時 30分 開会
- 3.平成 16年 1月 13日午後 2時 20分 閉会
- 4.会議の区別 協議会(法定)
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター 会議室
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	家 入 哲 也
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	古 木 孝 広
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	波 野 村	市 原 新
20 番	波 野 村	水 野 日 出 男
21 番	波 野 村	後 藤 新 一
22 番	波 野 村	山 口 定 喜
23 番	波 野 村	阿 南 洋
24 番	波 野 村	市 原 正 次
25 番	波 野 村	阿 南 輝 和
26 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
27 番	波 野 村	大 塚 國 勝
28 番	振 興 局	岩 下 直 昭

欠席委員

7 番 一の宮町 阿蘇品清二

8 番 一の宮町 園田 盡

7.説明のため出席した者の職氏名

なし

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬 國興	次長	大塚 敏彦
局員	丸野 雄司		井 八夫
	井野 孝文		本田 良治
	今村 清信		高藤 裕樹
	坂口 英明		

9.議題

(1)協議事項

- 協議第 6 合併の期日について
- 協議第 7 (継続)財産及び債務の取扱いについて(財産区等)
- 協議第 8 財産及び債務の取扱いについて(基金等)
- 協議第 9 補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第 10 町、村、字名の取扱いについて
- 協議第 11 (継続)国民健康保険の取扱いについて
- 協議第 12 行政区の取扱いについて
- 協議第 13 (継続)上・下水道の取扱いについて
- 協議第 14 合併前の事務事業に関する申し合わせについて

(2)提案事項

- 協議第 15 (継続)農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 16 (継続)納税組合・各種奨励金の取扱いについて

午後1時30分 開会

日程第1 開会

阿蘇中部3町村合併協議会事務局長(岩瀬) 定刻になりましたので、始めさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。ただ今から第3回阿蘇中部合併協議会を開催させていただきます。本日の会議は、お手元にお配りしております会議資料によりまして執り行います。尚、本日の会議出席は、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

日程第2 委員委嘱状交付

事務局長(岩瀬) 会議に先立ちまして、前回委員の皆さま方には委嘱状の交付を行いました。が、当日、公務のためにご出席いただけませんでした阿蘇町委員の家入澄夫様に、委嘱状の交付

をさせていただきます。恐れ入りますが、会長の前までお願いいたします。

会長（河崎敦夫） 委嘱状、家入澄雄様、阿蘇中部3町村合併協議会委員を委嘱します。平成15年11月18日、中部3町村合併協議会会長 河崎敦夫。よろしくお願いいたします。

事務局長（岩瀬） どうぞよろしくお願いいたします。それではあいさつのほうに移らせていただきます。まず河崎会長がごあいさつ申し上げます。

日程第3 あいさつ

河崎阿蘇中部3町村合併協議会長あいさつ

会長（河崎敦夫） どうも皆さま明けましておめでとうございます。本日は、新年初の協議会となりましたけれども、皆さま方には輝かしい新春をお迎になられたことと心からお喜び申し上げます。とは申しまして、本日は寒気団の流れ込みで、あいにくの吹雪の天候となったわけでございますけれども、このような中で第3回の合併協議会となりましたが、委員の皆さま方には足元の悪い中にご出席をいただきまして本当に有難うございます。

合併協議会も昨年11月に法定協議会へ移行いたしまして、いよいよこの1年で最終の詰めを行い、初期の目的である合併に向かって協議を進めることになりました。しかしながら、協定45項目の確認と共に、まだまだ大きな調整事項も多々あるようでございます。

合併を考ます時に、現存する三つの自治体が合併して一つになるということは、大変な痛みとそしてまた不安が伴いますけれども、諸々の情勢を見極めまして、時代に即応した自治体を創り上げ、将来の地域発展のために基盤づくりをしていくことは、我々の使命であり、責務であると考えられております。

昨年末、地方交付税の12パーセント削減案も出されました。国家的財政事情は本当に厳しいものがございまして、依存財源が減少する以上、どうしても経費の節減を図らなければなりません。地方財政の経費を節減、削減していくためには、市町村の合併をして、人的経費或いはまた管理運営的な経費の削減を図りまして、住民の福祉、生活環境の整備等の現状維持を図ることを考えなければならないと思います。

町村合併することが、町村がなくなるとか或いは飲み込まれるとかの閉鎖的な考でなく、現在の3町村が「阿蘇市」として一つの自治体となることによって、歴史的なこれまでの3町村の地域性を維持し、その基盤に立って「阿蘇市」を誕生させ、新たな構想で産業基盤を構築し、発展していける施策であることも考えなければならないと思います。

本年は、それぞれの町村の50年、或いは100年の歴史的総精算の時でもあり、年でもあり、新しい構想樹立の年でもあろうかと思えます。住民の方も色々な思いで合併を考えられておられます。我々は、住民の方々にも説明をして理解を求めながら協議会に臨み、納得のある審議をしていかねばならないとこのように思っております。

どうかこのような気持ちで、より有意義な協議ができますことと皆さま方の合意のもとに、この合併事業が進展しますことを心から願ひまして、新年にあたってのごあいさつを兼ねさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長（岩瀬） どうも有難うございました。続きまして、阿蘇地域振興局岩下局長様にごあいさつをいただきます。

岩下阿蘇地域振興局長あいさつ

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） 皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。私のほうからは最近の国や県、そして合併を巡る動きについてご説明をさせていただきたいと思ひます。

来年度の地方財政計画につきましては、新聞等で、皆さまご承知のとおりでございます。大変厳しい内容でございます。地方交付税につきましては、赤字地方債であります臨時財政対策債を入れたところでも今年に比べまして12パーセント削減という状況が決まっております。

県におきましては、平成13、14、15と財政健全化の強化ということで、県庁職員の給与のカットを始め、色んな施策に取り組んでまいりましたけれども、もう給与のカットぐらいでは収支の均衡がとれない状況がやってまいりました。で、県庁内ではもう専任職員を減らすというような話も飛び交っておりますが、それが冗談ではないというぐらい真実味、真剣味を帯びて、今働いているところでございます。

そういうことで、道州制の問題は、もうすぐそこに来ているという感じがしておるわけでございます。道州制というとそれは何を意味するのかというのが、問題でございますけれども、今は、県は地方分権一括法案で出ておりますけれども、県はわりと近いところで市町村と一緒にやる仕事もございますし、色んな面で補うところもあるわけでございますが、道州制となれば、県は市町村から非常に遠く離れたところになってしまうわけでございます。その意味からも合併は避けて通れない。そう私自身思っております。ま、そういう意味では是非どのような時代になるうとも地域住民の方々の豊かさ、そして住み易さを実現するため、素晴らしい「阿蘇市」の実現を心からお願い申し上げたいと思ひます。「阿蘇市」の本当の基礎づくりの第一歩、皆さま方がこの重要な役割を担ってらっしゃるわけでございます。本当に日夜分かつたず一生懸命おやりいただいていること、心から敬意を表するところでございます。

次に、県内の合併をめぐる状況でございます。阿蘇地域以外では、宇土、富合の合併協議会で、富合町議会が配置分合案を否決ということで、混乱を生じているところであります。私共の阿蘇の管内では矢部、清和、蘇陽が今月の1日に法定協議会を立ち上げまして、合併に向けての本格的な論議を始められるところでございます。また、小国郷におきましては、これまたご承知のとおりと思ひますが、法定協議会に移行するという事について南小国町のアンケートの結果が厳しいものでございましたけれども、この中部の、阿蘇中部の協議会がやっておられるような任意協議会、法定協議会に極めて近い任意協議会で3月までやった上で法定協議会に移行したいというお気持ちでございますので、そういうことで協議を継続しているところでございます。

最後になりますが、3町村から出ております3町村というのは産山、波野、一の宮から出ております住民の発議につきましては、先月の25日に同一請求代表者証明書というのが各町村から代表者に交付されまして、現在署名収集がそれぞれの町村で行われているところでございます。この署名の収集期間は、今月25日までということでございまして、その結果、各町村全てで50

分の1の署名を集めることができれば2月下旬から3月上旬にかけて、各町村それぞれの町村に法定協議会設置の請求がなされることに事務的にはなっております。

以上、私のほうからは国や県の最近の状況についてご説明をさせていただきました。今日はよろしくお願ひ申し上げます。

事務局長(岩瀬) どうも有難うございました。それでは早速会議のほうに移らせていただきます。会議の進行は、河崎会長のほうでよろしくお願ひいたします。

日程第4 会議録署名委員の指名

会長(河崎敦夫) 本日の会議録署名の委員でございますが、一の宮町、志賀聡雄委員さん、阿蘇町、丸山信義委員さん、波野村、岩瀬葉津子委員さん、よろしゅうございますでしょうか。じゃ、そのようにお願ひいたします。

日程第5 会期の決定

会長(河崎敦夫) 続きまして会期の決定でございますが、本日一日でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) それじゃそのように取り計らいます。

日程第6 議題

(1) 協議事項

協議第6号 合併の期日について

協議第7号 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)(継続)

協議第8号 財産及び債務の取扱いについて(基金等)

協議第9号 補助金・交付金の取扱いについて

協議第10号 町、村、字名の取扱いについて

協議第11号 国民健康保険の取扱いについて(継続)

協議第12号 行政区の取扱いについて

協議第13号 上・下水道の取扱いについて(継続)

協議第14号 合併前の事務事業に関する申し合わせについて

会長(河崎敦夫) それでは協議に入りますが、協議第6号から協議第14号まで一括してそれぞれの町村の報告をしていただきたいと思います。まず一の宮さん。

一の宮町(宮崎昭光君) はい。一の宮の宮崎です。それでは一の宮の協議事項について報告をさせていただきます。まず、協議第6号でございます。合併の期日については事務局原案どおり。平成17年2月11日と決定しました。

続きまして、協議第7号財産及び債務の取扱いについてでございます。このことにつきまして、一の宮町におきましては、旧町村ごと、以前昭和の合併の際からですね、原野とか山林とか

若干まだ調整すべき点がございます。継続で審議をお願いいたします。

それから協議第 8 号、財産及び債務の取扱いについては事務局原案どおりでございます。ただし、各町村との申し合わせ事項にもあります、今からでも債務を少しでも減少させるよう努力をいただきたいということでございます。

協議の第 9 号、補助金、交付金等の負担について、事務局原案で決定しております。

協議第 10 号、町村字名の取扱いについてでございます。このことにつきましては、一の宮におきましても、もう合併する一つの行政区だから、阿蘇市、いわゆる一の宮は外してもいいんじゃないかといった意見も少しございました。しかしながら、今まで町内にアンケート調査あたりをした経緯がございまして、その中でも一の宮は是非とも残していただきたいといった声が上がっております。そういったことも踏まえまして、阿蘇市一の宮町といった形ですね、決定をしております。

それから協議第 11 号、国民健康保険制度の取扱いについて継続でございますけども、事務局原案どおりで決定でございます。

協議第 12 号、行政区の取扱いについて、事務局原案どおりでございます。

協議第 13 号、上、下水道の取扱いにつきまして継続事業でございますが、事務局原案どおりでございます。

それから最後の合併前の事務事業に関する申し合わせについて、原案どおり、申し合わせ事項について異存はないということで決定をいたしております。以上報告いたします。

会長（河崎敦夫） はい。有難うございました。続いて阿蘇町お願いします。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。協議第 6 号から第 14 号まで全て原案どおりで阿蘇町ではご承認をいただいております。ただ一つ、町村字名の取扱いにてついてでございますけども、現在のですね、大字黒川と大字狩尾ものすごく広範囲でございまして、同じ地番がですね、大字黒川に 3 つ、大字狩尾のほうに 2 つ、同じ地番もございまして、ここ 2 カ所だけをもう少し細分化をしていただきたいというようなご意見が住民のほうから上がっております。以上であります。

会長（河崎敦夫） はい。有難うございました。次、波野村お願いします。

波野村（後藤新一君） はい。波野村からご報告いたします。まず協議第 6 号合併の期日については、平成 17 年 2 月 11 日ということで原案どおりといたしております。

協議 7 号、財産及び債務の取扱い、これ継続の財産関係ですが、これについても冒頭から申し上げたように原案どおりで結構ですということです。

第 8 号、財産債務の取扱い、これ基金関係ですが、これも原案どおりということで結構ということです。

協議 9 号、第 9 号補助金、交付金等の取扱いについて、これも原案どおりで結構ですということです。

協議第 10 号、町村名の取扱いについて、これにつきましては、波野村といたしましては、町村名の呼称について、4 つの案を住民に提議をいたしております。従って各行政区 15 部落あり

ますが、その15部落の中でそれぞれの4案を説明いたして、初区会というものが今月にありますが、その初区会において、住民の意見を一つまとめてほしいというようなことで、駐在員会に呼びかけております。もちろん、この各部落の初区会においては、既に終わっておりますけれども、結論は出ておりますが、議会の特別委員会或いは本件の委員会についても、まだ結果を説明しておりませんので、表しておりませんので、本日は一応次の回にまとめてたいというような考えでございますので、どうか一つ時間をいただきたいということをお願いをいたしております。

それから11号、国民健康保険の取扱いについて、これにつきましても原案どおりで結構であります。

それから12号、行政区の取扱いについて、これにつきましては色々と示されて、4項目示されております。この原案については、異存はございません。ただ私共の要望をいたしておきますが、この行政区の取扱いについては、区長制と駐在員制がありまして、それぞれ町村違います。従ってそのへんについては、やはりこの当初においてですね、冒頭においてその位置づけをはっきりするんだというような意見がございました。従って、この区長制度というものをまず挿入していただきたいということです。区長制度をするというようなことが、全然出ておりませんので、そのへんを一つ追加挿入されたいかかでしょうかというようなご検討であります。従ってその方向で一つ進めてもらうならばなお結構じゃないかなというふうに思っております。

次に13号ですね。これは上、下水道事業の取扱いについて、これにつきましては原案のとおり、8項目ございますが、これについては別に異存はございません。ただ波野村といたしましてですね、要望事項として2、3点上がっております。これにつきましては、まず1点としてですね、水道使用料、これももちろん町村において、またその区域について違いますけれども、やはりこの使用料等については、波野が一番高いんですが、それ以上に高くないように一つ是非やってほしいというようなご意見が非常に強かったようなことでございます。それから建設事業費とか、修繕費とかございますが、そうした水道事業、上、下水道事業について、上水道についてですね、なるべく経費の負担、費用負担の軽減、このへんについては十分検討して努めてもらいたいというようなご意見、要望がありました。またもう1点はですね、これは直接この水道には関係しませんが、しかし波野村といたしましてはですね、農業用水として、別にその地下水を利用しているところがございます。3カ所ございます。この3カ所においてはですね、これは水道事業とは関係しませんが、これも大きな一つの農業の主体でございますし、重要な一つのあれですから、いわゆる今後産業部会等ですね、検討する場合においては、この地下水を利用している地域においては、できるだけ現行どおり一つみてほしいというような要望が、特にございました。こうしたことを一応付け加えて、要望、付け加えてお願いしたいということでございます。以上です。

それから14号につきましては合併前の事務事業に関する申し合わせ事項、これ原案どおりで結構だということでございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

会長（河崎敦夫） はい。それぞれ協議6号から14号まで、それぞれの町村のご意見をまとめていただきました。

原則的には、概ね賛成ということになっておりますが、若干協議7号については一の宮のほうから、そして協議10号について阿蘇町、波野から、そして協議12号の行政区の取扱い、波野村さん、そして上、下水道の取扱い、波野村さんということで若干ニュアンスの違った要望も含めたそれぞれの意見が出ました。まとめまして事務局のほうから、ちょっとこれについての見解をとらせたいと思います。

阿蘇中部3町村合併協議会事務局次長(大塚敏彦) それではただ今のご意見について、事務局のほうから整理確認をさせていただきたいと思います。まず原案どおりということでご了解いただいた事項につきまして確認をさせていただきます。

協議第6号、合併の期日について、協議第8号、財産及び債務の取扱い基金等について、協議第9号、補助金、交付金等の取扱いについて、協議第11号、国民健康保険の取扱いについて、協議第14号、合併前の事務事業に関する申し合わせについて、これについては、このまま原案どおりということによろしゅうございますでしょうか。

会長(河崎敦夫) よございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長(大塚) それでは続きまして、それぞれ確認でございます。協議第7号の財産及び債務の取扱い、財産区等についてでございますけれども、これにつきましては一の宮町さんのほうから町内で調整事項が残っているということで継続してほしいというご意見ございました。これは次回まで継続という形で。

会長(河崎敦夫) いかがでございますか。継続。はい。じゃ、協議第7号の財産、債務の取扱い等については次回ということにいたします。

事務局次長(大塚) 続きまして協議第10号、町村字名の取扱いについてでございますけれども、これにつきましては波野村さんのほうが、今行政区のほうで検討していただき、回目の会議までこれについても継続でお願いしたいということでもございましたけれども、これにつきましても次回まで継続という形によろしゅうございますでしょうか。

会長(河崎敦夫) じゃ、よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) 次、協議第12号。

事務局次長(大塚) 次、協議第12号でございますけれども、協議第12号につきましては行政区の取扱いで、波野村のほうから区長制度に統一するというような方向で文言の挿入を検討できないかというご意見ございました。

それで、これにつきましては一応調整案のほうでは資料の4ページ目になりますけれども、行政区については、現行どおり新市に引き継ぐというような形で入れておりましたけれども、この後に行政区については現行どおり新市に引き継ぎ、点を入れまして、行政区制度については、現在一の宮町と阿蘇町が区長制度になっておりますので、一の宮町、阿蘇町の例によるという形の文言を追加というような形で調整がお願いできませんでしょうか。一応この件についてご協議をお願いしたいと思います。行政区については現行どおり新市に引き継ぎ、行政区制度については一

の宮町、阿蘇町の例によるというような形で、一の宮町、阿蘇町さんの区長制度ですね、その制度に統一するという形での調整案でご協議をよろしくお願いたします。

会長（河崎敦夫） 事務局提案、波野村さん、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

波野村（後藤新一君） はい。波野村は結構です。

会長（河崎敦夫） じゃ、そのようにいたします。次、上、下水道について。

事務局次長（大塚） 上、下水道の取扱いについてでございますけども、一応、記載案そのものにつきましては、3町村とも原案どおりということでございました。で、波野村のほうから要望事項として2点あげていただきました。

まず、水道使用料についてでございますけども、先程お話がございましたとおり、波野村のほうは今現在でも3町村の中で一番高い状況にございます。で、これにつきましては、今後、具体的な協議の中では、その点に十分配慮しながら波野村の今の状況からまた上がっていくというようなことが出来るだけないようにですね、調整をさせていただきたいと思っておりますけども。そういった形でよろしゅうございますか。

会長（河崎敦夫） よございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長（大塚） それともう1件、農業用水の助成の件でございました。農業用水につきましては地下水利用の部分で、今後産業部会のほうの検討事項になるかと思っておりますけども、これにつきましてもできるだけ現行の制度あたりをですね、そのまま利用できるような形でですね、産業部会の検討の中で配慮をさせていただきたいというふうに思っておりますけども、この点につきましてもそれでよろしゅうございますでしょうか。

会長（河崎敦夫） どうでございますか、波野さん。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長（大塚） 一応この2点を踏まえまして原案どおりということで水道についてはそのようにいたします。以上でございます。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは再確認して、協議第7号、財産債務の取扱い、それと協議10号の町村字名の取扱い、継続ということでございました。あとは原案どおりということでございました。皆様方のご協力に対し感謝いたしております。じゃ、全体的に協議の中でご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

阿蘇町（松村 勝美君） すいません。阿蘇町の松村でございますが、今の協議内容について異論はございませんけど、ただ少しだけですね、ちょっとひっかかるものがありました。

水道関係ですが、加入金については合併までに調整するというところでございますけども、ただ新規加入の場合ですね、整備の関係が出てくると思います、整備の関係。要するにそれぞれの住宅市街地で水道工事をする場合に整備の関係が出てきますが、そこらあたりが範囲ですね、公営

企業法に基づいて、きちっとですね、どこまでの範囲、施設整備をしていくのかと。そこらあたりを再度、これは専門部会の中からもいいですから確認をしとっていただきたいと思います。

もう一つはですね、大きな企業が来た場合に、そういう施設整備の関係が出た場合のですね、対応等をですね、再度1回確認をしたいというふうに思います。で、基本的にはこの内容で異論はございませんけども、これは専門部会のほうで確認方をですね、是非お願いしたいということです。

会長（河崎敦夫） これもある意味では新市建設計画の中に、やはり波野村としても盛り込んでいくべき。ま、これは他町村のことを今更言うわけじゃございませんけども、そういうことも考られるんじゃないかなと思いますが、事務局のほう、何かこの件について。

事務局次長（大塚） これについては、専門部会のほうで再度検討をさせる、確認をさせるということによろしゅうございますでしょうか。そういうふうにさせていただきたいと思います。

会長（河崎敦夫） よろしいかな。はい。

他に今日の協議全体について何かございませんか。ないようでしたら、今日の協議、一応協議項目は無事協議されたと思います。次に、次回の提案事項について事務局から説明をいただきます。

（１） 提案事項

協議第15号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続）

事務局次長（大塚） それでは次回の提案事項について資料に基づきまして、説明をさせていただきます。資料の6ページ目をご覧くださいと思います。

次回の提案事項は、協議第15号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてと協議第16号、納税組合・各種奨励金の取扱いについて、この2項目でございます。

まずは、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございますけども、3月の11日に一度ご提案をしておりますけども、その時に農業委員会の正副会長さんあたりの会議で協議をいただいた上で、再度確認してはどうかというようなご意見でございました。で、その後、農業委員会の正副会長さんの会議を重ねてまいりまして、今回6ページ目に、協議第15号で提案させていただいておりますのが、その結果でございます。

まず、農業委員会の設置について、新市に1つの農業委員会を設置する。農業委員会の選挙による委員の定数については、新市における選挙による委員の定数は30名とする。これは上限でございます。農業委員会の選挙による委員の任期についてでございますけども、3町村の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、引き続き1年を超えない範囲で新市の委員として在任する。ただし、これあくまで1年を超えない範囲で在任するというような決め方でございますので、在任期間については新市の委員で協議してこれを決めるというような決め方でございます。

次、選挙区の設置についてでございますけども、特例期間終了後は、旧町村の区域による選挙区を設置して選挙を行う。選挙区ごとの定数は次のとおりとするということで、一の宮町選挙区

が9名、阿蘇町選挙区が17名、波野村選挙区は4名でございます。以上農業委員会の正副会長さんの会議に基づきまして、決定した事項を提案させていただいております。

資料の7ページ目、8ページ目、9ページ目に資料を付けておりますけども、これにつきましては、前回の協議の時に下させていただいた資料の中で、調整の具体的な内容のみを修正の上再度出させていただきました。以上でございます。

協議第16号 納税組合・各種奨励金の取扱いについて（継続）

事務局次長（大塚） 引き続きまして、協議第16号の納税組合・各種奨励金の取扱いについてでございます。

これにつきましても、まず納税組合の存続につきましても、前回の協議会で、具体的には2月の13日に継続になっておりますけども、その時に納税組合については存続させるということで各町村ともご意見は一致していたと思います。で、全期全納報奨金につきましても、各町村の意見が分かれておりました。で、全期全納報奨金のメリット、デメリットにつきましても、これまで色々、それぞれの町村から意見を出していただいたところでございます。

例えばメリットにつきましても、年度の早い時期に財源の確保ができると。それによって、事業の取組みに幅が出来るか或いは地方税法上、認められた制度であると。そういった点がメリットとして挙げられております。

逆にデメリットとしまして、法律上、特に義務付けられた納税という行為に対して、報奨金を出すというようなことが適当なのかどうかとか、或いは給与所得者、これは特別徴収になりますけども、そういった方達との公平の問題とか、或いは税収が現在でも落ちているような状況の時に、全期前納報奨金を支出するのが適当かどうか。

それと今日、資料として10ページ目に付けさせていただいておりますけども、他の町村の動きとしまして、全期全納報奨金については、廃止する方向で流れています。そこに平成10年、右下のほうに書いてありますけども、平成10年までは、94市町村中57市町村がいずれかの報奨金を交付しておりましたけども、平成13年度で、94市町村中35市町村に減っております。で、今、合併協議が進んでおりますけども、合併と同時に全期全納報奨金については廃止するというふうな協議を行っているところも見受けられるところでございます。

こういったこともございまして、部会の意見としまして6ページにお戻りいただきたいと思っておりますけども、納税組合については存続させるものとする。納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。これは前回の調整案と同じでございます。個人町村民税及び固定資産税にかかる全期全納報奨金については廃止するというところで今回提案させていただきました。色々、メリット、デメリット色々ご意見がございまして、だと思っておりますけども、一応事務局のほうの提案につきましては、全期全納報奨金については廃止するというところで次回の協議をお願いしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） はい。次回提案事項の協議第15号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、そしてまた協議第16号の納税組合・各種奨励金の取扱いについてとこの2つ

の提案事項の説明ございましたが、何かこれについて何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい。どうぞ。

阿蘇町(丸山信義君) 阿蘇町の丸山です。質問ですが、農業委員会の中の法令で出される部分ですね、選挙区じゃなくて。その部分について、ご承知のように農協も合併しましてですね、農地法に基づく農地保有合理化方針の許可をとりましてですね、今から農地流動化に向けてですね、稼動していくわけですが、今の段階で農協とかそれから共済組合ですね、このあたりから、これは法定協議に農協から1名というような形でいかれるんですか。

事務局次長(大塚) すいません。今の案としましてはですね、そういったところで今までどおりといった形で上がってきております。

会長(河崎敦夫) 共済か。農協1名、共済1名。

事務局次長(大塚) 農業協同組合が一人とそれから共済のほうから一人という形になります。

会長(河崎敦夫) これ、ここで決まるのではありませんからね。各町村に持ち帰って、次の回にその結論を持ち寄っていただくということですから。

阿蘇町(丸山信義君) それであのう、1名って法的にはなっておりますが、それは増やすことはできんとでしょ。

事務局次長(大塚) 農業委員会の組織機構に関する法律の中で、この団体からの人数については規程がありますので、お願いしたいと思います。

事務局員(高藤) 農業委員会等に関する法律第12条の中でですね、第1項に農林水産省例で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各一人ということですね、明記してありますので1名しかだめということでご承諾をお願いしたいと思います。

会長(河崎敦夫) よろしゅうございますか。これに明記してあると。

はい、家入委員。

阿蘇町(家入澄雄君) 阿蘇町の家入ですけど、阿蘇町の現農業委員の中でですね、高齢者が多いというふうなご指摘をいただくんですが、この年齢制限というのは話題にあがりませんでしたか。委員の年齢はいくつまでとか

事務局次長(大塚) 申し訳ありません。特に規程上では年齢制限というのはなかったと思いますけれども。

阿蘇町(松村勝美君) 今資料をいただいた中でのですね、農業委員会等に関する法律施行例というのがありますが、一応30人と農業委員会の定数は決まっておるみたいですが、ここの省令の中の3番にですね、耕地面積が5,000ヘクタールを超え、且つ基準農業者数が6,000人を超える場合というのがありますが、この場合は定数は40人でいいということになってるみたいですが、この基準農業者数というのは3町村で何名ぐらいいらっしゃるんですか。

事務局次長(大塚) 資料の7ページ目をご覧くださいと思いますが、基準農業者数といいますが、その7ページの下のほうにございますけれども、この農家戸数という2,654という数字になっておりますけれども、この農家戸数がその基準農業者数という形で、面積のほうにつきま

しては農地面積が9,650ということでオーバーしておりますけど、その基準農業者数がオーバーしていないということで一応30人ということでお願いいたします。

会長（河崎敦夫） 松村委員よろしいか。はい、どうぞ、宮崎委員。

一の宮町（宮崎昭光君） どうせ提案事項でございますので、また各町村で協議はしてきますけども、農地法の法律のですね、第12条のですね、今までもありましたけど、議会推薦、議会推薦が5人以内これ変わっておりませんもんね、法律ですので。で、合併した場合、3カ町村の合併でございますが、一応この配分についての何か素案は考えておられますか。

事務局員（高藤） すいません、委員の中に波野の農業委員会の会長の市原委員さんいらっしゃいますのでそこらへんをちょっと。

会長（河崎敦夫） お願いします。

波野村（市原正次君） 波野の市原です。農業委員会として会長、副会長会、事務局を入れて、このように提案をしておりますけども、会議のほうはもう6回、7回とやっております。

色々ななかなか決まらない点が多かったんですけども、お互いに譲り合いをしまして、この付帯事項としてここに今日挙げておりませんが、付帯事項が各町村から出ております。で、この付帯事項が今度出すのかな。出されておる。協議会で出される。で、議会推薦のほうを農業委員会の会長、副会長で話した件では、各町村1名ずつお願いしたいと。ま、これは議会のほうですので、農業委員会からこういう付帯事項出しても通らないかもしれないけども、是非ともお願いをしたいということを一応農業委員会のほうでは話し合いはしております。付帯事項としては出しておりますけども、ここには挙げておりません。挙げておりませんので。

議会推薦ももちろんあります。そこへんは議会、新議員さんが決めることであって、農業委員会としてはなかなかお願いだけであって難しい点があると思います。そういうことです。議会推薦は5名ですけども、各町村に1名ずつ与えていただきたいということをお願いしております。これが偏るじゃなくして、あとの2名はまた議会のほうでそういうことをお願いしております。はい。

会長（河崎敦夫） 宮崎委員さん、いいですか。

一の宮町（宮崎昭光君） はい。

会長（河崎敦夫） 他ございませんか。それではないようでございます。

次回、提案事項については、ただ今の農業委員会の委員の問題、それから協議第16号は、納税組合・各種奨励金の取扱い、以上2つの提案でございましたけども、尚また本協議会の継続事項として協議7号と10号が次回までということでございます。

それぞれ町村に持ち帰っていただいて十分な協議検討を重ねて、次回の当協議会の場に意見等々を集約して、ご提出いただいて協議を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願い申し上げます。

それでは一応協議項目終わりましたが、次回の開催日について事務局から提案させていただきます。

日程第7 次回開催日

事務局長（岩瀬） 次回の第4回合併協議会になりますけれども、定めのとおりいきますと2月10日火曜日ということになりますので、このまま2月10日で1時30分から提案させていただきたいと思います。会場もこの場所でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） 期日、時間については、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい。それでは2月10日13時30分、当一の宮町の就業センターということに決定させていただきます。

日程第8 閉会

会長（河崎敦夫） 本日予定された審議議事等については、全部終了いたしました。これで議長席を終わらせていただきます。どうも有難うございました。

事務局長（岩瀬） 有難うございました。ご連絡でございますけれども、小委員会の方につきましては、今月の20、21日に研修会ということになっております。課題に対しての研修をいたしますが、集合時間等につきましては、またご連絡をさしあげますのでどうぞよろしく願いいたします。

以上を持ちまして第3回阿蘇中部合併協議会を終了させていただきます。有難うございました。

午後2時20分 閉会